

令和6年度川崎市石綿飛散防止対策セミナー

川崎市における 石綿飛散防止対策の現状について

令和7年2月13日

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課

目次

1. 石綿とは
2. 事前調査について
3. 届出について
4. 作業基準について
5. 事例紹介

1. 石綿とは ー概要ー

アスベストとも言われる
天然に産出される繊維状の鉱物



- アスベストの特徴

- ◆ 高い耐久性・・・耐熱性、耐摩耗性、耐腐食性、絶縁性

- ◆ 軽量

- ◆ 安価

⇒ 耐火性能が高く、様々な建材に使用されていたが、
中皮腫など、人体へ悪影響があることが明らかとなった

1. 石綿とは ー概要ー

● アスベストの危険性

- ◆ 吸入することで微細な繊維が肺の深部に到達
- ◆ 約15年～40年の潜伏期間を経た後に肺がんや中皮腫などを引き起こす
- ◆ 中皮腫の多くは石綿に起因するといわれている

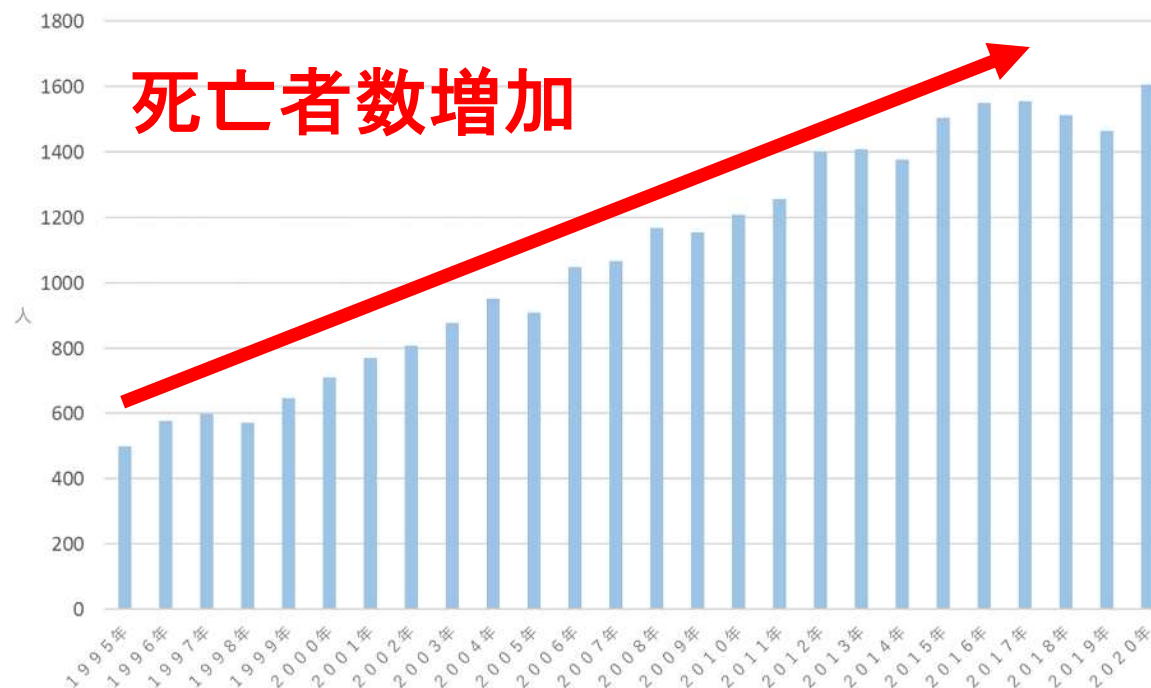


図 中皮腫による死亡者数（厚生労働省ホームページより）

とにかくアスベストを吸入しないこと、そのために飛散させないことが重要

1. 石綿とは —法規制の強化—

● クボタショック（2005年）

◆ アスベスト製品製造工場の周辺住民に中皮種等の疾患が発生していると報道

◆ 労働者だけの問題から全国民の問題へ

● 大気汚染防止法における規制強化（2006年）

◆ 2006年9月以降、アスベスト製品は原則使用禁止

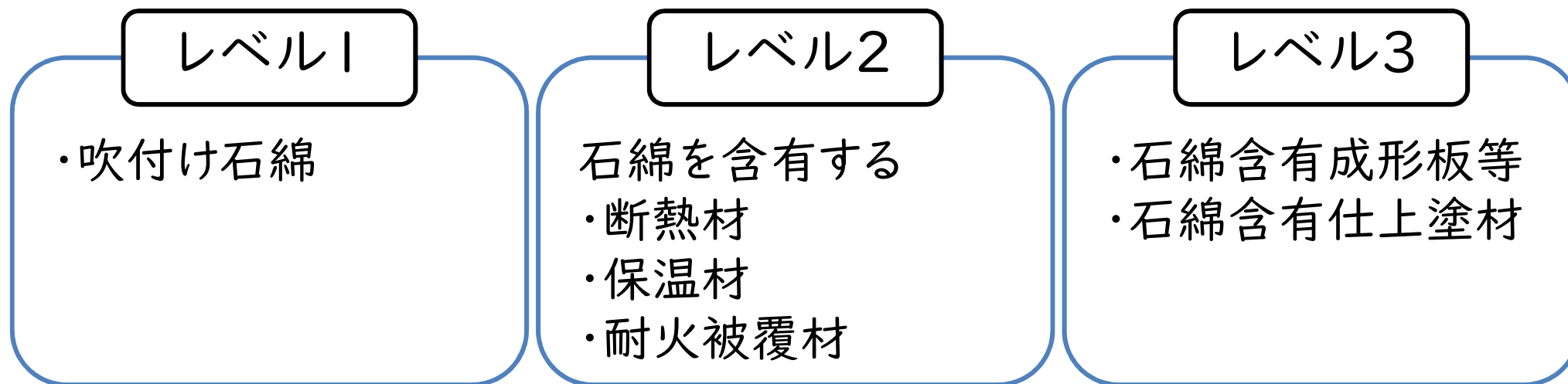
◆ 石綿含有建材からの飛散を防止するため解体等工事の規制が強化

法条例での規制の目的

アスベストを周辺に飛散させないこと

1. 石綿とは -石綿含有建材-

- 石綿含有建材は一般的に次のように分類される



高い ←←← 飛散性（発じん性） →→→ 低い

1. 石綿とは -石綿含有建材-

●レベル1建材

- ◆耐火等の目的で鉄骨に施工される吹付材
- ◆防音や結露防止の目的でコンクリートに施工されることも
- ◆非常に飛散性が高い



吹付材



ひる石（バーミキュライト）

1. 石綿とは -石綿含有建材-

●レベル2建材

◆煙突や折板屋根の断熱材、配管の保温材、鉄骨の耐火被覆材等

◆飛散性が高い



煙突断熱材



折板屋根断熱材



配管保温材

写真出典 国土交通省 目で見るアスベスト建材

1. 石綿とは -石綿含有建材-

●レベル3建材（石綿含有仕上塗材）

◆主に外壁に施工されている他、和室の聚楽壁にも施工されている

※バーミキュライトとパーライトは、レベル3建材ではなく、レベル1建材に該当するため、注意が必要



仕上塗材



聚楽壁

1. 石綿とは -石綿含有建材-

●レベル3建材（石綿含有成形板等）

- ◆レベル1, 2建材、石綿含有仕上塗材以外の全ての建材
- ◆戸建て住宅にも多く施工されており、最も身近なアスベスト
- ◆他の建材と比べて通常の使用時については飛散性は低いですが、割ったり壊したりすると飛散のおそれがある。



スレート屋根



軒天



クッションフロア



岩綿吸音板

目次

1. 石綿とは

2. 事前調査について

3. 届出について

4. 作業基準について

5. 事例紹介

2. 事前調査について ー概要ー

大気汚染防止法第18条の15（一部省略）

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の元請業者は・・・設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査・・・を行うとともに・・・当該解体等工事の発注者に対し・・・これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

※特定建築材料＝アスベスト含有建材

●事前調査の対象工事

◆一部を除きほぼすべての解体等工事（※次ページで説明）

●発注者への説明義務

◆書面を交付し説明する義務がある

2. 事前調査について ー対象外となる解体等工事ー

- ・除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- ・釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。
- ・既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- ・国土交通省、経済産業省及び農林水産省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された工作物の解体・改修の作業

2. 事前調査について ―建築物と工作物の定義―

●建築物

全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むものであること。

●工作物

「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があること。

※「特定工作物」

特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物

1: 反応槽、2: 加熱炉、3: ボイラー及び圧力容器、4: 配管設備、5: 焼却設備、6: 煙突、7: 貯蔵設備、8: 発電設備、9: 変電設備、10: 配電設備、11: 送電設備、12: トンネルの天井板、13: プラットホームの上家、14: 遮音壁、15: 軽量盛土保護パネル、16: 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、17: 観光用エレベーターの昇降路の囲い

2. 事前調査について ―建築物に係る調査者―

●有資格者による調査義務

令和5年10月1日以降に着工する解体等工事（**建築物**）は、有資格者による事前調査が必要

●調査者の種類

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者（※一戸建て住宅等に限る。）
- ・令和5年10月1日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

2. 事前調査について –工作物に係る調査者–

●有資格者による調査義務

令和8年1月1日以降に着工する解体等工事（**工作物**）は、有資格者による事前調査が必要

●調査者の種類

①特定工作物（第1号～第5号、第7号～第11号）

⇒ **工作物石綿事前調査者**

②特定工作物（第6号、第12号～第17号）

③特定工作物以外の工作物のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等に係るもの

⇒ **工作物石綿事前調査者 又は 建築物石綿含有建材調査者等**

特定工作物

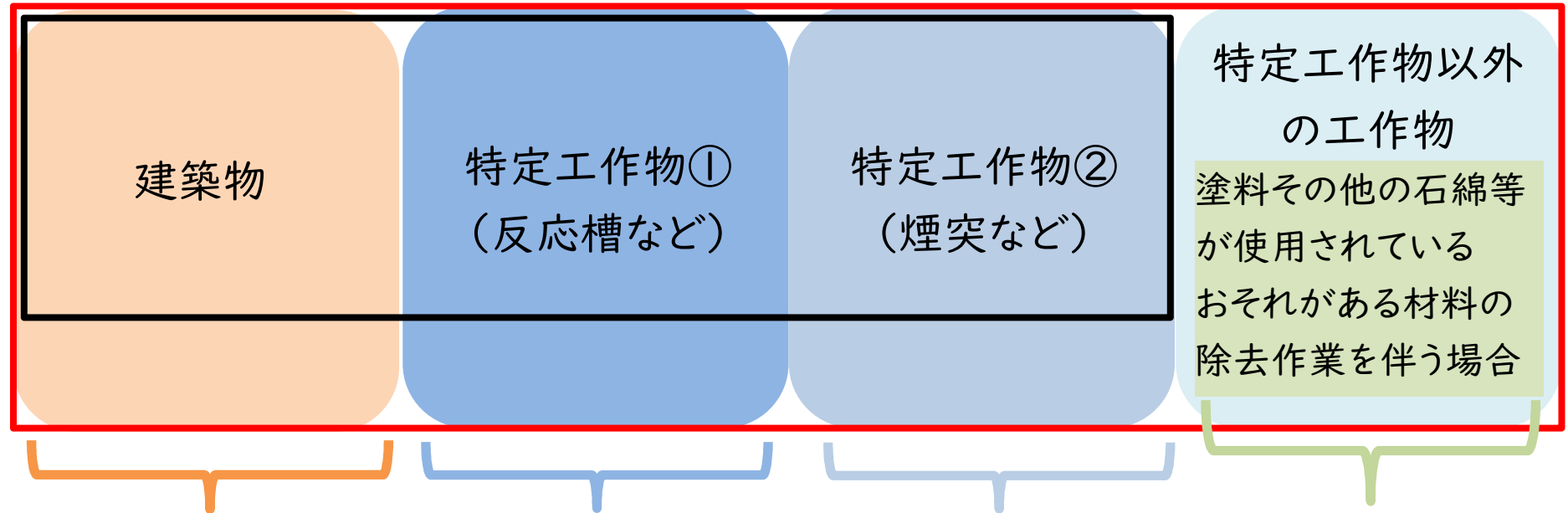
① 1:反応槽、2:加熱炉、3:ボイラー及び圧力容器、4:配管設備、5:焼却設備、
7:貯蔵設備、8:発電設備、9:変電設備、10:配電設備、11:送電設備

② 6:煙突、12:トンネルの天井板、13プラットホームの上家、14:遮音壁、15:軽量盛土保護パネル、
16:鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、17:観光用エレベーターの昇降路の囲い

2. 事前調査について ―調査者に関するまとめ―

【事前調査の対象】
一部を除きほぼすべての解体等工事

【事前調査報告の対象】
一定規模以上の建築物、
特定工作物に係る解体等工事（後で説明）



- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者
(※一戸建て住宅等に限る)
- ・令和5年10月1日以前に(一社)
日本アスベスト調査診断協会に
登録されている者

・工作物石綿事前調査者

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・令和5年10月1日以前に(一社)
日本アスベスト調査診断協会に
登録され、事前調査を行う時点に
おいても引き続き同協会に登録
されている者
- ・工作物石綿事前調査者

2. 事前調査について –発注者の責務–

●発注者の責務

①事前調査への協力義務

- ・費用の適正負担
- ・設計図書等の提供

②元請業者への配慮

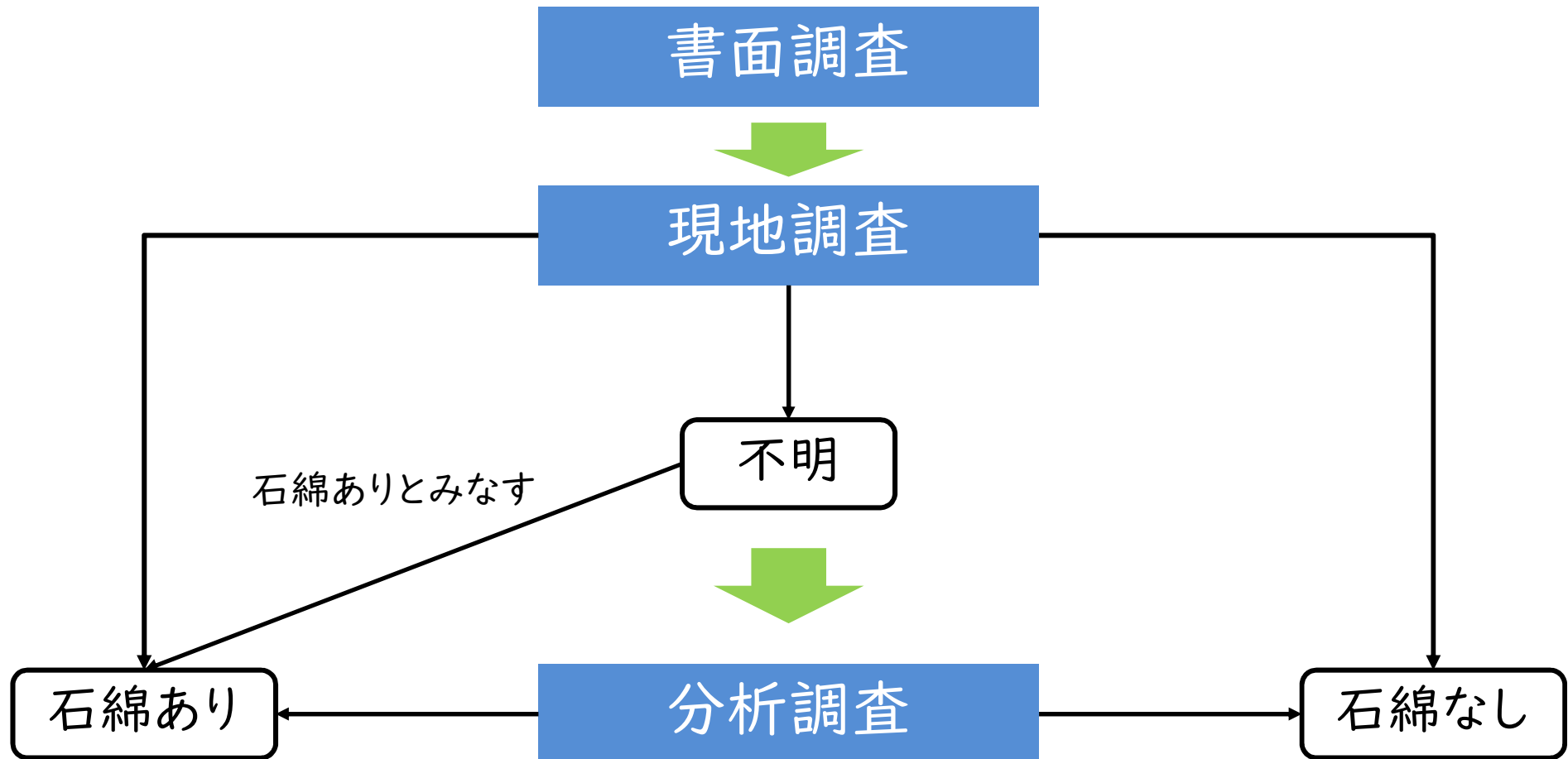
- ・施工方法
- ・工期
- ・工事費

⇒アスベスト飛散防止のため、施工業者に対し適切な配慮をしましょう！

※ ②については元請業者から下請負人に請け負わせるときにも準用される

2. 事前調査について -調査手順-

● 事前調査フロー（例）



2. 事前調査について –書面調査–

●書面調査は事前調査の第一段階

◆調査手順

- ・発注者が所有する資料の提供依頼（設計図、建築確認申請書等）
- ・過去の石綿含有建材の調査記録
- ・発注者からのヒアリング



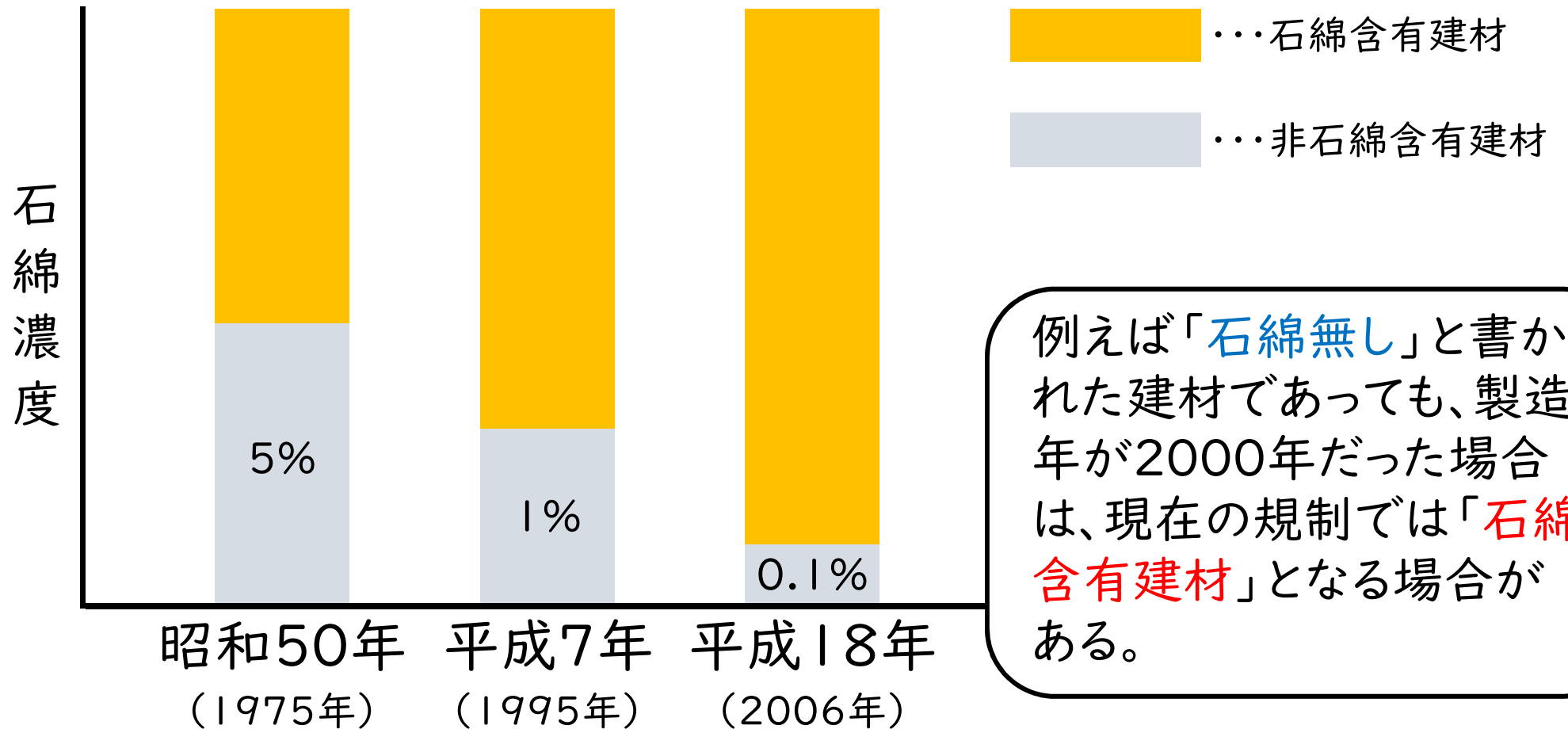
- ・建築物の概要、個々の建材情報の把握
- ・建材の製造時期やデータベースを活用し石綿の有無を仮判定

※注意点

- ・平成18年（2006年）9月1日以降着工のものは設計図書等の確認をもって調査終了可（有資格者不要）
- ・S造、RC造にはレベル1建材やレベル2建材が使用されている割合が高い
- ・過去の調査結果を用いるときは、判定基準（0.1%かどうか）に注意する

2. 事前調査について ―判断時の注意点―

●年代ごとの石綿規制濃度



2. 事前調査について ー目視調査ー

- 調査者が現場にて行う最も重要な調査

- ◆ 設計図書通りに施工されているか確認

- ◆ 商品名や建材番号等の確認

- ◆ 石綿の有無が分からないものは分析調査または「みなし」とする

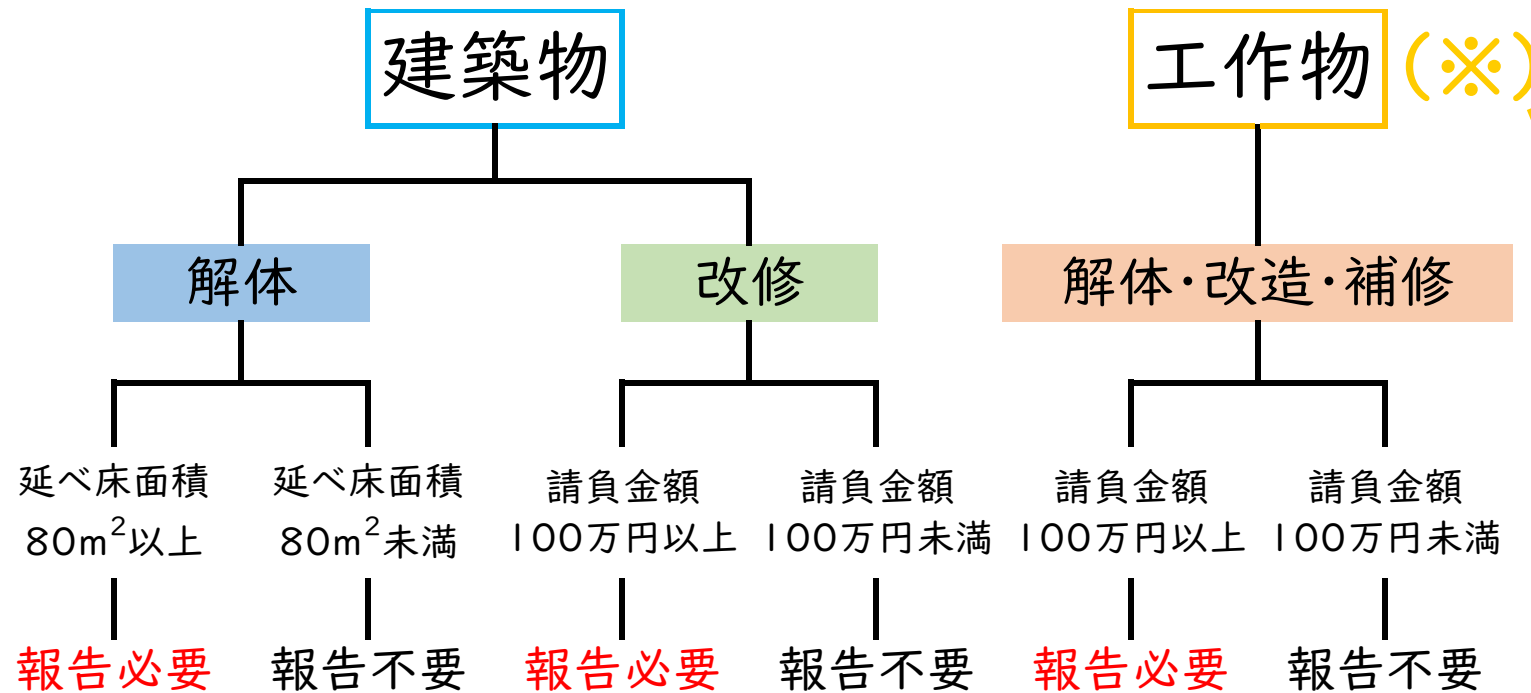
- 分析調査のための検体採取

- ◆ バール等で建材を研って、検体を採取する

- ◆ 同一材料と判断された範囲について、原則的に3か所から採取したものを1試料とする

2. 事前調査について -報告について-

元請業者は一定規模以上の工事について、遅くとも着工前までに報告する義務あり



※報告が必要な工作物は特定工作物のみ

1:反応槽、2:加熱炉、3:ボイラー及び圧力容器、4:配管設備、5:焼却設備、6:煙突、7:貯蔵設備、8:発電設備、9:変電設備、10:配電設備、11:送電設備、12:トンネルの天井板、13プラットフォームの上家、14:遮音壁、15:軽量盛土保護パネル、16:鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、17:観光用エレベーターの昇降路の囲い

アスベストの有無は関係ない点に注意!

2. 事前調査について –報告について–

●原則、石綿事前調査結果報告システム（Gビズ）により報告

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 **中** 大

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Safety

 環境省
Ministry of the Environment

お知らせ一覧 ヘルプ

ログイン

●石綿事前調査結果報告システムとは

石綿事前調査結果報告システムとは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、及び大気汚染防止法に基づく石綿含有の有無の事前調査結果の報告手続（申請）をオンラインで行えるシステムです。

■報告が必要となる工事

- ・建築物の解体工事（解体作業対象の床面積の合計80㎡以上）
- ・建築物の改修工事（請負金額100万円以上（税込））
- ・工作物の解体・改修工事（請負金額100万円以上（税込））
- ・鋼製の船舶の解体・改修工事（総トン数20トン以上）

登録済みの方

GビズIDでログイン

初めての方はこちら

GビズIDを作成

初めて利用する方へ

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには、認証システム（GビズID）により事前にアカウントを作成する必要があります。
GビズIDをお持ちでない方は「GビズIDを作成」から、アカウントの作成をしてください。
（GビズIDでアカウントを取得することにより、複数の行政サービスにアクセスすることが可能になります）

2. 事前調査について ―報告時の注意点―

元方（元請）事業者情報	
事業者の名称？ 必須	株式会社〇〇〇〇 全角（半角は英字のみ可）
代表者氏名？	代表取締役 〇〇 〇〇 全角（半角は英字のみ可）
事業者の住所	
郵便番号 必須	- 検索する 郵便番号が不明な方はこちらへ 半角
都道府県・市区町村名等？ 必須	 全角

代表者氏名の入力漏れ多数！

必須でないのは個人の場合のみ。

2. 事前調査について ―報告時の注意点―

元方（元請）事業者の調査、分析を実施した者

事前調査を実施した者

氏名？

〇〇 〇〇

全角（半角は英字のみ可）

講習実施機関の名称？

〇〇環境センター

全角

事前調査を行った者が受講した建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の区分？

☒ 一般

☐ 特定

☐ 一戸建て等

☐ その他

調査者の記載漏れが目立ちます。

- ・平成18年（2006年）9月以降に着工した建築物等は入力不要。
- ・特定工作物等については、令和8年（2026年）1月より前は資格者による事前調査は求められないが、資格者が事前調査を実施した方が望ましく、実施した場合は入力。
- ・講習実施機関、登録区分も入力。

分析調査を実施した者

氏名？

全角（半角は英字のみ可）

所属

英字のみ可

分析調査を行ったら必ず入力！

全角

2. 事前調査について ―報告時の注意点―

吹付け材	
石綿含有の有無 ?	☐ 有 ☐ みなし ☒ 無
含有無しと判断した根拠	☒ 1: 目視 ☐ 2: 設計図書 ☐ 4: 建築材料等の製造者による証明
保温材	
石綿含有の有無 ?	☐ 有 ☐ みなし ☒ 無
含有無しと判断した根拠	☒ 1: 目視 ☐ 2: 設計図書 ☐ 4: 建築材料等の製造者による証明
煙突断熱材	
石綿含有の有無 ?	☐ 有 ☐ みなし ☒ 無
含有無しと判断した根拠	☒ 1: 目視 ☐ 2: 設計図書 (4を除く。) ☐ 3: 分析 ☐ 4: 建築材料等の製造者による証明 ☐ 5: 建築材料等の製造年月日

そもそも使用されていない
(存在しない) 建材には
チェック入れる必要なし。
調査を行った建材について
のみ入力しましょう。

改修工事の場合は、
改修を行う範囲にある建材
について入力しましょう

2. 事前調査について ―報告時の注意点―

スレートボード	
石綿含有の有無	☒ 有 ☐ みなし ☐ 無
含有無しと判断した根拠	☐ 1: 目視 ☐ 2: 設計図書 (4を除く。) ☐ 3: 分析 ☐ 4: 建築材料等の製造者による証明 ☐ 5: 建築材料等の製造年月日

屋根用化粧スレート	
石綿含有の有無	☐ 有 ☒ 無
含有無しと判断した根拠	☐ 1: 目視 ☐ 2: 設計図書 (4を除く。) ☐ 3: 分析 ☐ 4: 建築材料等の製造者による証明 ☐ 5: 建築材料等の製造年月日

けい酸カルシウム板第1種	
石綿含有の有無	☐ 有 ☐ みなし ☒ 無
含有無しと判断した根拠	☐ 1: 目視 ☐ 2: 設計図書 (4を除く。) ☒ 3: 分析 ☐ 4: 建築材料等の製造者による証明 ☐ 5: 建築材料等の製造年月日

石綿有、みなしを選択した場合は根拠の入力は不要です。
石綿無と判断した時のみ入力しましょう。

2. 事前調査について –報告時の注意点–

- 所定の記入事項以外に連絡事項がある場合は、
自由記載欄の活用をお願いします

自由記載欄

全角

2. 事前調査について –記録の保存、揭示–

- 事前調査に関する記録を作成し、
解体等工事が終了した日から**3年間保存**
- 事前調査に関する記録を**工事の現場に備え置き**
(電子データでも可)
- 事前調査の結果等を工事の現場において
工事の開始から終了まで公衆に見やすいように揭示
※報告要件(石綿の有無)によらず、**すべての解体等工事現場で必須**

目次

1. 石綿とは
2. 事前調査について
3. 届出について
4. 作業基準について
5. 事例紹介

3. 届出について ー法令上必要となる届出ー

- 大気汚染防止法

- ◆ 特定粉じん排出等作業実施届出書

- 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

- ◆ 石綿排出等作業実施届出書

- ◆ 作業完了報告書

- ◆ 石綿濃度測定計画届出書

- ◆ 石綿濃度測定結果報告書

3. 届出について -大気汚染防止法の届出-

- 特定粉じん排出等作業実施届出書

対象 : レベル1, 2建材を除去等する工事

届出者: 解体等工事の発注者

期日 : 工事着工の14日前まで

<届出期限の例> (中14日で数えます。)

届出期限 (例1)

届出期限 (例2)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

作業開始日 (例2)

作業開始日 (例1)

3. 届出について -川崎市条例の届出-

- 石綿排出等作業実施届出書

対象 : レベル3建材を500m²以上除去する建築物の解体工事
(延床面積80m²以上)

届出者: 解体等工事の元請業者

期日 : 工事着工の14日前まで

- 作業完了報告書

対象 : 特定粉じん排出作業等実施届出書を届け出た工事
石綿排出等作業実施届出書を届け出た工事

届出者: それぞれの届出の届出者

期日 : 作業完了後30日以内

3. 届出について -川崎市条例の届出-

- 石綿濃度測定計画届出書

対象 : レベル1、2建材を50m²以上除去等する工事

届出者: 解体等工事の元請業者

期日 : 特定粉じん排出等作業実施届出書と併せて提出

- 石綿濃度測定結果報告書

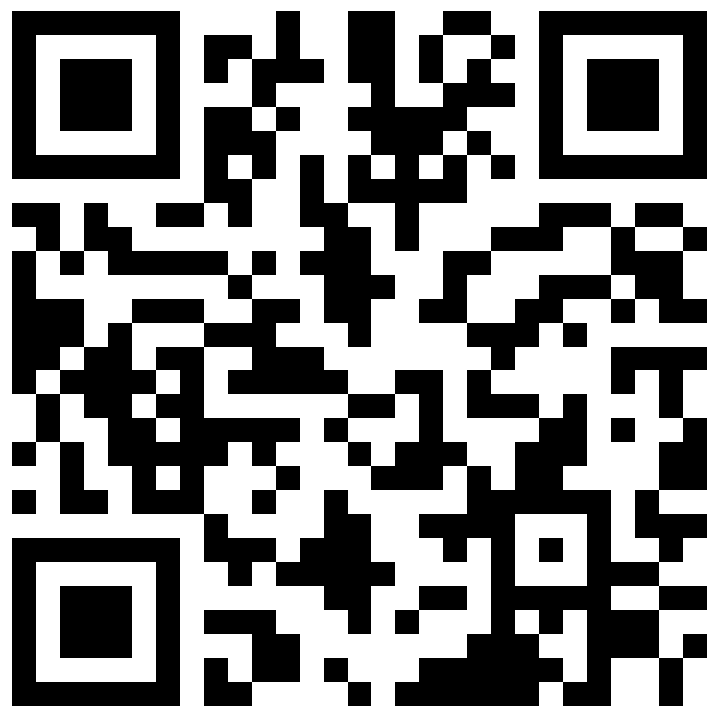
対象 : 石綿濃度測定計画届出書を届け出た工事

届出者: 解体等工事の元請業者

期日 : 作業完了報告書と併せて提出

3. 届出について ー作成ガイドー

- 様式集や必要書類について、市HP上にまとめています。



【様式集・必要書類】



【飛散防止ガイドライン】

目次

1. 石綿とは
2. 事前調査について
3. 届出について
4. 作業基準について
5. 事例紹介

4. 作業基準について

- 石綿含有建材除去時に守るべき基準

- ◆ 作業計画の作成

- ◆ 所定の掲示板の設置

- ◆ 作業記録の作成及び保存

- ◆ (下請業者の) 作業進捗の確認

- ◆ 除去完了後の知識者による確認

- ◆ 建材ごとに定められた除去方法

4. 作業基準について –作業計画の作成–

- ◆ 除去する建材のレベルによらず作成が必要。また、法令により記載事項が定められている
- ◆ 作業計画は現場に**備え付け**、作業者に**周知**する必要がある
- ◆ 下請負人に請け負わせるときは作業計画の一部を説明する必要がある

作業計画の記載事項	大防法 (大防法施行規則第 16 条の 4 第一号)
① 工事の概要	特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 同工事の場所
② 石綿含有建材除去等作業	特定粉じん排出等作業の種類 特定粉じん排出等作業の実施の期間 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積
③ 石綿飛散防止措置	特定粉じん排出等作業の方法 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
④ 工事の工程表	特定粉じん排出等作業の工程を明示した建設工事の工程の概要
⑤ 施工体制	特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

4. 作業基準について - 掲示物 -

● 作業のお知らせの掲示

石綿含有建材除去時には **公衆に見やすいように** 掲示

「作業のお知らせ」と「事前調査結果」を合わせた掲示の例

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材（レベル3建材）の除去等作業記入例 ※掲載サイズは（A3：横 420mm 以上、縦 297mm 以上）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第18条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定部分の除去等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所		調査終了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	調査者または自主施工者 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） 〇〇〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇
掲載表示日 令和〇〇年〇〇月〇〇日		住所 東京都〇〇区〇〇	
解体等工事期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	石綿除去（特定部分）の除去等作業期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	元請業者（工事の施工者かつ調査者） 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
調査方法の概要（調査箇所） 【調査方法】音波調査、視覚調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体（1階～3階）		住所 東京都〇〇区〇〇	
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠） 【石綿含有あり】〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 外壁 石綿含有仕上塗材 クリタイル ③ 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 ⑤ 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル ⑥ 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリタイル ② 【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1～3階 床 ビニル床シート⑤ 壁 けい酸カルシウム板第1種 ④ 天井 断熱吸音板② その他の建材①⑤		現場責任者氏名 〇〇 〇〇 連絡場所 TEL 〇3-XXXX-XXXX 〇〇 〇〇 を石綿作業主任者に選任しています。	
石綿除去等作業（特定部分の除去等作業）の方法 石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法 （除去）その他		調査を行った者（分析等の実施者） 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①一般建築物石綿含有建材調査者 〇〇環境（株）氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所 東京都〇〇区〇〇-〇〇 分析を実施した者 ②〇〇環境分析センター 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所 埼玉県〇〇市〇〇-〇〇	
特定部分の除去又は廃棄の抑制方法 （例）断熱断熱用平工具やレンガ工法、外周を養生シートで養生（隔離）し、除去を行う。	石綿含有仕上塗材 （例）剥離剤を用いた剥離工法、外周を養生シートで養生（隔離）し、除去を行う。	その他事項 調査結果の概要に記載された〇数字は、以下の判断根拠を要す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日 ⑥みなし	
使用する資材及びその種類 （例）養生シート（長さ：〇mm） 遮蔽テープ 等	備考、その他の事項等の提出年月日 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（令和〇〇年〇〇月〇〇日施行）		

※石綿がない場合は、事前調査結果等のみ掲示

4. 作業基準について ―除去完了の確認及び作業記録―

●知識者による確認

- ◆石綿作業主任者または調査者等の知識者による目視確認

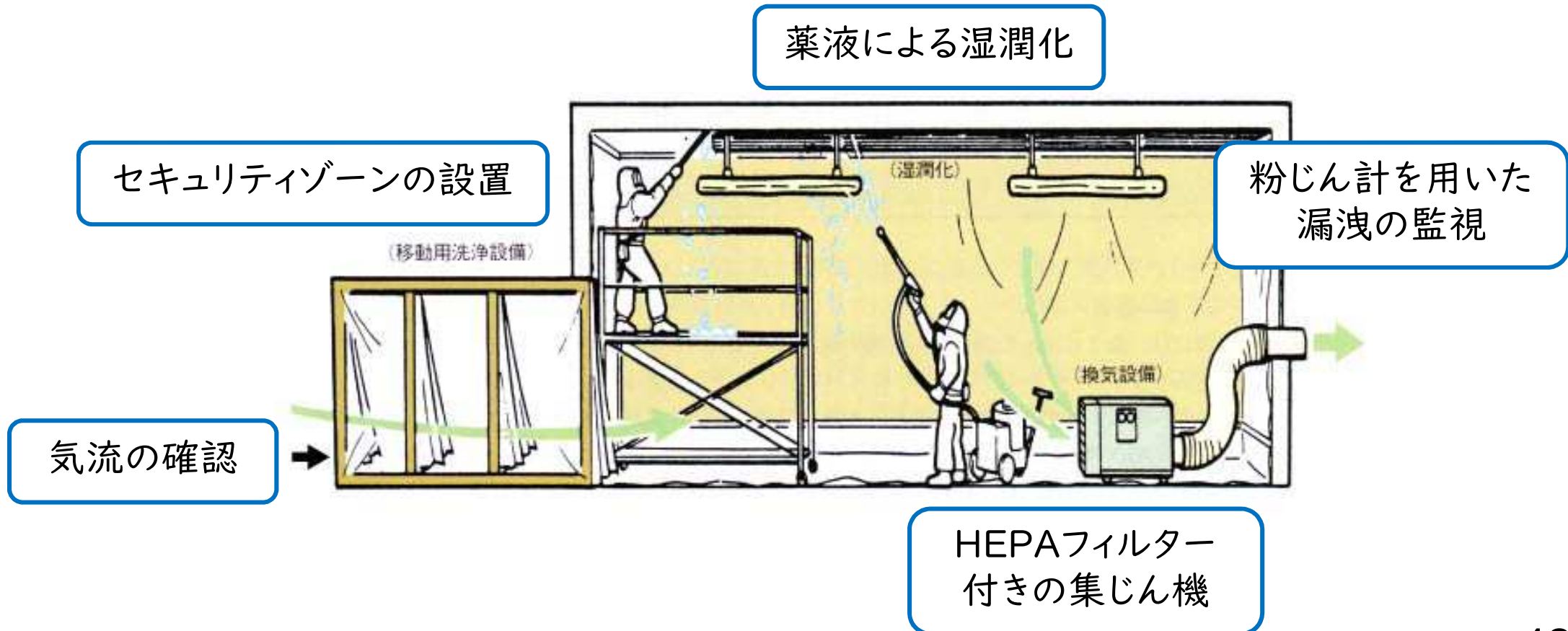
●作業記録の作成及び保存

- ◆工事期間中の記録（工事終了まで保存）
 - ・特定粉じん排出等作業の実施状況
- ◆工事終了後の記録（工事終了後3年間保存）
 - ・発注者、元請事業者、下請負人の情報
 - ・特定工事の場所
 - ・特定粉じん排出等作業の実施状況
 - ・除去完了確認の年月日、確認者の氏名

4. 作業基準について -石綿含有建材の除去方法-

●レベル1、2建材

- ◆原則、負圧隔離養生下での除去作業が必要。
- ◆同等以上の措置として、グローブバッグ工法がある。



4. 作業基準について –石綿含有建材の除去方法–

●レベル3建材（石綿含有成形板等）

- ◆原則、**原型のまま手作業**で取り外す
- ◆やむを得ず破砕するときは**湿潤化**しながら**手作業**で行う
- ◆けい酸カルシウム板第一種を切断・破砕するときは、**隔離養生（6面養生）が必要**

●レベル3建材（石綿含有仕上塗材）

- ◆剥離剤を用いた工法
- ◆電動工具を用いた工法（隔離養生の必要あり）
- ◆集塵機付き電動工具を用いた工法（隔離養生の必要なし）
- ◆高圧水を用いた工法

4. 作業基準について -近隣への周知-

川崎市の場合、条例により近隣への周知の義務あり

●対象工事

- ◆レベル1, 2建材を除去する建築物や工作物の解体・改造・補修工事
- ◆レベル3建材を除去する建築物の解体工事（延床面積80m²以上）

●周知事項

- ◆事業者氏名、連絡先、石綿除去作業期間、石綿除去作業方法・・・等

●周知方法

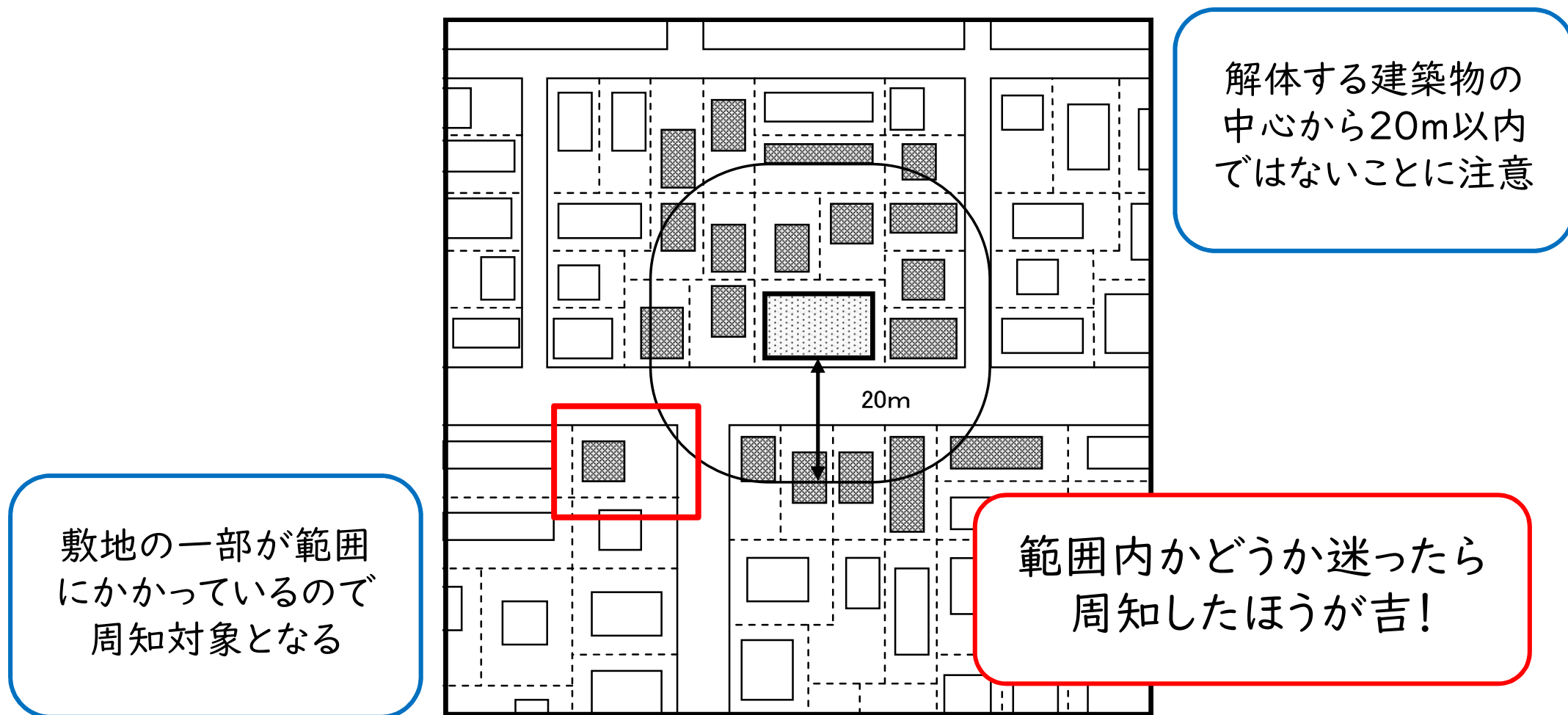
- ◆広告物の配布、訪問、説明会の実施・・・等

●周知範囲

- ◆解体等工事を行う区画または建築物の外壁から水平距離で20m以内に敷地の一部でもかかる住宅及び事業者

4. 作業基準について -近隣への周知-

● 周知範囲に関する注意点



目次

1. 石綿とは
2. 事前調査について
3. 届出について
4. 作業基準について
5. 事例紹介

5. 事例紹介 -立入検査-

●川崎市が行う立入検査について

◆レベル1, 2建材除去の負圧養生検査（建築物や工作物の解体・改修）

- ・建材使用状況、養生、使用資機材が届出と一致しているか確認
- ・デジタル粉じん計による集じん機からの漏洩確認

◆仕上塗材の養生検査

- ・建材使用状況、養生、使用資機材が届出と一致しているか確認

◆レベル3建材除去の検査（基本的に建築物の解体）

- ・作業基準の遵守状況の確認
- ・掲示物の確認
- ・建材の調査漏れの確認

令和5年度実績
911件

5. 事例紹介 -立入検査-

●未届のレベル1, 2建材について

◆概要

特定粉じん排出等作業実施届出書の提出のあった現場へ立入検査を行ったところ、届出に無い吹付材も一緒に除去しようとしていた。これは工事を進める中で新たに見つかった建材であった。

◆対応

新たに見つかった建材については、手を触れず、別途調査する。元請業者が発注者に対して調査結果や作業計画などを説明し、発注者が新たに見つかった建材について別途届出を出してから除去する。



特定粉じん排出等作業実施届出書の提出をせず、
レベル1, 2建材の除去をした者

3月以下の懲役、又は30万円以下の罰金

5. 事例紹介 -立入検査-

● 掲示物について

◆ 概要

他都市の様式の掲示板が設置されていた。

◆ 対応

記載内容は間違っていないが、設置根拠に他都市の条例が記載されていることがあるため注意が必要。

第1号様式 (第5条関係)

解体(改修)工事のお知らせ

この建築物等を、下記のとおり解体(改修)します。

敷地の所在地	[REDACTED]		
解体建築物等の概要	建築物等の床面積の合計 277.2㎡ 地上1階・2階 地下0階 木造・軽量鉄骨造住宅		
事業主(工事発注者)	[REDACTED]		
工 期	6年 1月 23日から 6年 3月 30日まで		
石綿(アスベスト)の有無(該当するものに○)	あり・なし	調査終了日	2023年12月21日
調査者(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	住 所 氏 名	[REDACTED]	
石綿の種類(該当するものに○)	吹付け石綿・断熱材・保温材・耐火被覆材 (成形板等)(非飛散性の石綿含有材料)		
調査方法	目視(材質による)		
使用箇所	平屋外壁/軽量鉄骨屋根・外壁/プレハブ屋根		
飛散防止対策	湿潤化		
標識設置年月日	2024年 1月 16日		
上記解体(改修)工事計画についてのお問合せは、 下記の連絡先をお願いします。			
住 所 会 社 名 責任者氏名 連 絡 先	[REDACTED]		
この標識は、川崎市建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱第5条第1項の規定により設置したものです。			
※1 大きさは、A3以上とする。 ※2 取付けに不都合にならない方法で記入する。 ※3 風雨等により破損又は褪色しない方法で設置する。 ※4 この標識は、大気汚染防止法第10条の1第4項の規定に基づく表示の内容を含む。			

2024/01/23

5. 事例紹介 -立入検査-

●事前調査が行われていない事例

◆概要

建築物の解体において、解体着手の直前まで人が住んでいたため、内装の事前調査はできていないが、納期もあるので解体し始めている。解体の途中で見つけた石綿含有建材はその都度適切に処分する。

◆対応

事前に行ってこそその事前調査である。事前調査の実施、発注者への説明、事前調査結果の報告・保存・現場への備え置き・掲示、作業計画の作成などが適切に実施されているとはいえないので、未調査部分（内装部分）が残っている場合には工事を進めない。調査等を行ってから工事を開始する。

万が一、解体を進めないと見つからない場所から新たに建材が見つかった場合は、調査者を呼び、追加で調査等を実施してから適切に工事を再開する。この時、石綿事前調査結果報告システムも速やかに修正する。

5. 事例紹介 -届出-

● 事前調査結果報告の未実施事例

◆ 概要

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の届出は提出しているが、大気汚染防止法に基づく事前調査結果の報告がされていない。

◆ 対応

事業者に対し、ただちに報告をするよう指導。原則着工前まで報告する必要がある。



事前調査結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

30万円以下の罰金

5. 事例紹介 –市民からの苦情–

●作業方法に関する苦情

◆概要

屋根をトラックに投げおろしており、破片が飛び散っている。スレート屋根に見えるのでアスベストが入っていると思われ心配だ。

◆対応

手バラシしたものを投げおろし破砕してしまっては本末転倒。直接トラックに投げおろすのではなく、**破砕しないように丁寧に搬出**する。瓦屋根などアスベスト非含有の建材であっても、投げおろすことで騒音や粉じんが発生するため、丁寧な作業が求められる。

5. 事例紹介 –市民からの苦情–

● 重機解体に関する苦情

◆ 概要

石綿含有建材があると掲示板に書いてある工事だが、散水もせず重機解体をしている。粉じんがひどくアスベストの飛散も心配である。

◆ 対応

適切に石綿含有建材が除去されているのであれば重機解体自体は問題ない。しかし、粉じん抑制のため、**重機解体時は散水を徹底**するように指導している。石綿含有建材の除去が不十分な状態での重機解体は絶対に行わないこと。

5. 事例紹介 –市民からの苦情–

● 事前調査に関する苦情

◆ 概要

家のリフォームを実施したが、請求書にアスベスト調査という言葉があった。業者からは何も説明がなく、アスベストの飛散が心配である。

◆ 対応

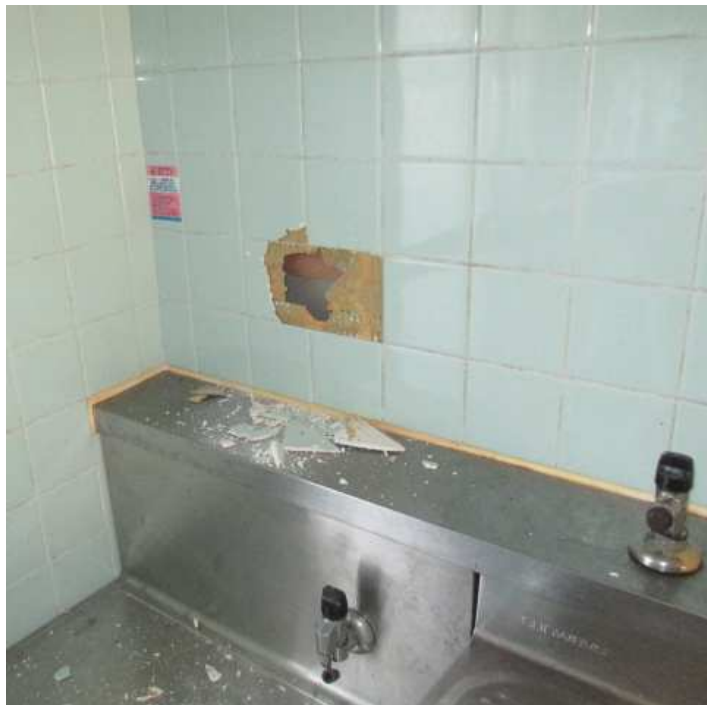
元請業者が発注者に事前調査の結果やアスベスト除去工事の結果の説明を行うことが必要である。

(発注者は、事前調査への協力と元請業者へ配慮(P18)する義務があることも併せて説明すると良い。)

5. 事例紹介 ー見落とししやすい建材ー

●タイル裏地の成形板

- ◆キッチンや浴室などのタイル裏地にスレート板などが使用されていることがある
- ◆タイル壁の裏地の確認を必ず行う



5. 事例紹介 ー見落としやすい建材ー

●キッチン吊り棚

- ◆吊り棚の下部にケイ酸カルシウム板やスレート板が施工されている場合がある。



5. 事例紹介 ー見落とししやすい建材ー

●ビニールシート（クッションフロア）

◆トイレ、脱衣所、キッチンなど水回りに施工されていることが多い。

◆リフォームなどで二重に貼られている場合もあるので注意する。



5. 事例紹介 ー見落とししやすい建材ー

●戸袋

◆戸袋内部にケイ酸カルシウム板やスレート板が施工されている場合がある。



5. 事例紹介 ー見落としやすい建材ー

●配管のエルボ

- ◆直管部の保温材ではアスベストが使用されていない場合でもエルボ部分の保温材にはアスベストが使用されている場合があるので注意。



写真出典 国土交通省 目で見えるアスベスト建材

5. 事例紹介 ー見落とししやすい建材ー

- セメント円筒管（耐火二層管、トミジ管）

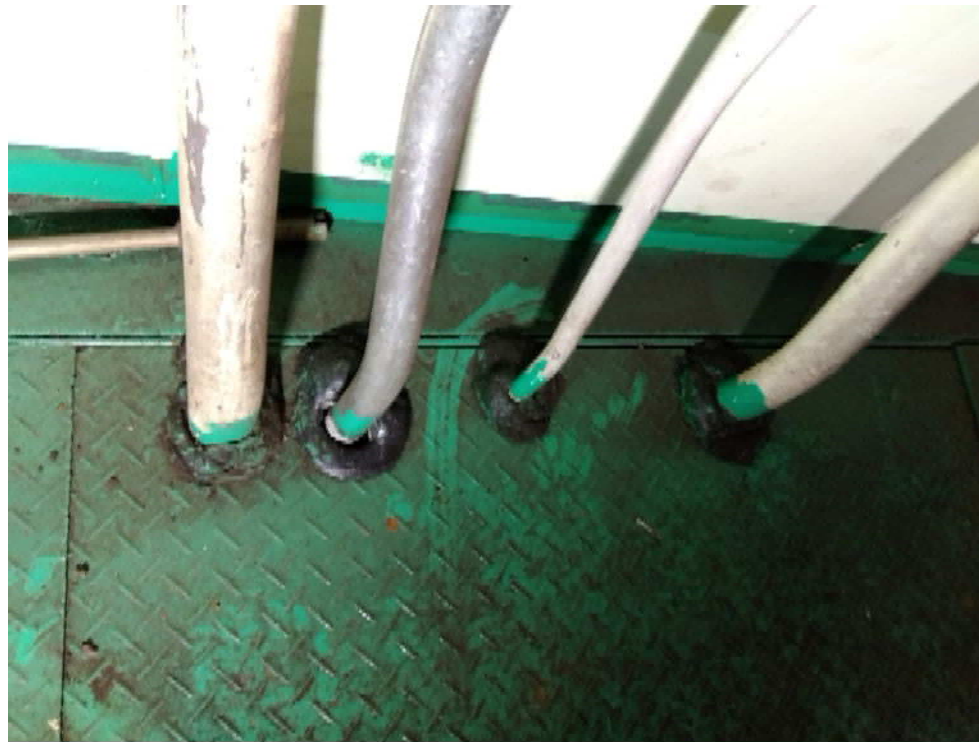
- ◆配管の周囲をスレート建材で覆っていることがある。



5. 事例紹介 ー見落とししやすい建材ー

● ケーブル貫通部

◆ 耐火仕切板や耐火パテがアスベストを含んでいる可能性あり。



おわりに

ご清聴ありがとうございました。

◆ご質問等あれば次の連絡先までご連絡ください。

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課

TEL : 044-200-2526

E-mail : 30suisin@city.kawasaki.jp